

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 68

今月のテーマ

相続税法改正 (あなたも相続税納税者に…!?)

本年1月1日、いよいよ相続税法が改正された。♪そんな関係ない♪と思っている方もいれば、戦々恐々としている人もいるかもしれない。では、何が変わったのだろうか？

端的に言うと、相続財産から差し引かれる基礎控除額(税額の計算上、一定の金額を課税標準から控除)が引き下げられるというものだ。基礎控除額が引き下げられると相続税の納税の対象となる基準額が下がることになり、結果として相続税納付の対象者が増えることになるのだ。もしかしたら、あなたもその一人になるかもしれない。

平成24年度の納税者比率は、被相続人数(死亡者数)125万6359人、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は5万2572人、納税者比率は3.8%(全国平均)だった。その被相続人1人当たりの課税価格は2億465万円で、納めた税金は2,336万円とのことだ。

ところで秋田県の現状はというと、被相続人数(死亡者数)は14,856人、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約159人で納税者比率は1.1%だった。納税者比率を東北の他県で見ると、青森県は1.4%、岩手県は1.6%、山形県は1.6%、宮城県は2.3%、福島県は1.7%で、秋田県の1.1%と比較すると何れも大きく上回っている。全国平均からすると、納税者比率は3分の1以下であるが、被相続人1人当たりの課税価格は2億665万円で、納めた税金は3,244万円で全国平均よりも多かった。いつも思うことだが、有るところには有るものだ。あはは…!是非とも心配したいものであるが、吾輩とすれば笑うしかない…。

では、相続財産とはどんなものをいうのだろうか…? 現金や預貯金だけでなく有価証券、土地や建物、書画骨董、貴金属などなどだ。現金や預貯金だけであれば納税のための資金としても問題はないが、土地や建物が大半を占める場合では少し厄介だ。ましてや殆どを自宅の土地建物で占められている場合は、納税する資金を調達出来ないことになり、自宅を処分する羽目になりかねない。

この度の、相続税法の改正は一定額以上の資産を保有する場合の問題ではあるが、これまで人ごとだったものが、今回の改正により納税者になってしまう方は深刻な問題だ。国税局の試算では1.6倍程度に増えるの見込んでいるようだ。悶々と心配するより、これを機に資産の総額を把握しておくことをお勧めしたい。



相続関係用語解説

相続の話になるとそこに出てくる意味すらよく分からないという方も少なくない。本題に入る前に先ずはそこに出てくる用語の意味から見てみよう。主なものを左ページの表1にまとめてみたので、混同しないように理解してほしい。

先ずは知らなければならぬのが「被相続人」だ。相続問題が始まるのは、この人ありきなのである。「被相続人」の場合は、「遺産を残した人、つまり亡くなった人」のことを指す。被相続人の頭についている、被という言葉は相続人だけではなく、健康保険の加入者などにも被保険者として使われているが、この場合は「保険を受ける人」という意味に使われるからややこしい。

相続人と言っても、「相続人」と「法定相続人」はどう違うのだろうか? 「相続人」は被相続人から実際に遺産を受け取った人のことを言うが、「法定相続人」は民法上、被相続人の財産を相続できる権利がある人のことをい、相続できる順位やその割合(法定相続分)についても定められている。法定相続人だからその権利は必ずしも約束されているかというところではないから悩ましい。

相続税法の主な改正点

- ① 相続税の基礎控除を引き下げ 基礎控除が改正前の6割に
 - ② 最高税率の引き上げ 最高税率が50%→55%に
 - ③ 税額控除の引き上げ 未成年者控除、障害者控除の引き上げ
 - ④ 小規模宅地等の特例の適用範囲の改定
- 特定居住用宅地等の適用面積が240㎡→330㎡に拡大
特定居住用宅地等と特定事業用等宅地等の適用面積が400㎡→730㎡に拡大



齋藤 廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

- 家計の見直し・生活設計
- 住宅取得、住宅ローンの見直し
- 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- 年金・老後資金準備
- 相続・遺産分割

相談料は無料!!
 納得いくまで相談できます。

お気軽にご相談ください。

株式会社
トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
● 営業時間: 9:30~19:00 ● 休休日: 水曜日

TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

● 紳士服のコナカ
● エネオス
● すずきクリニック
● 当店
● マクドナルド
● かんきょう
● 山手十字路
● 洋駅の青山

詳細はホームページでもご覧いただけます。

● 相続税の基礎控除を引き下げ

【現行】5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数

【改正】3,000万円＋600万円×法定相続人の数

法定相続人を仮に妻と子供2人の3人とした場合の基礎控除額を計算すると

【現行】5,000万円＋1,000万円×3人＝8,000万円

【改正後】3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円

となり8,000万円が4,800万円となり、これまでの6割に減少してしまう。

要するに、これまで8,000万円までは相続税がかからなかったのだが、今後は4,800万円を超えると課税されてしまうことになる。相続税の課税者が大幅に増える予想されているのは、ここがゆえんだ。

● 最高税率の引き上げ

各法定相続人の取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超～			55%	7,200万円

基礎控除の改正	改正前	平成27年1月1日以後に開始した相続	縮小額
定額控除分	5,000万円	3,000万円	2,000万円
法定相続人一人当たり	1,000万円	600万円	400万円

● 税法改正から何を考える

そもそも相続税の目的はなんなのだろうか、その目的は大きく分けて2つある。1つは「所得税の補完機能」で、もう1つは「富の再分配と格差是正」ということにある。金持ちが代々に渡ってお金持ちで固定化されることを解消しようというのだが、今回の改正により一部の金持ちである階層だけの問題とされてきたが、課税の下限が6割まで下がることによって、納税者が急増することになり、相続人の基本生活そのものにも大きな影響を与えかねないからだ。

先ずは自分の場合に置き換え、相続財産がどれだけ有るのかの試算から始めないといけない。そこからは単に税の軽減ということではなく、的確な生活防衛のための相続対策を考えなければならぬ。相続における知識と知恵を持った対策の是非は、結果に多大な格差をもたらすことは間違いない。

今回の税法改正は相続税法に止まらず、贈与税も併せた一体をなすものであり、相続税の引き上げの反面、贈与税は引き下げとなる。これを言い換えれば資産家の高齢者に焦点を当て、子や孫への贈与を促そうというものだ。もっと言えば、お金を持っているだけであまり使わない高齢者から、子や孫へ資産を早く移転させ、お金を使ってもらって景気を良くしようという狙いも見え隠れする。

● 早めの対策

税金そのものは国や地方にとっても無くってはならないものであることは言うまでも無い。脱税はけしからんが、事前の対策は節税には大きく貢献するし、納税額は少ないに越したことはない、というのが偽らざる想いだ。

相続の対策は相続が発生してからでは手遅れにならない。また、相続の問題は納税者だけの問題ではない。遺産分割や事業承継などを含めた総合的な対策が必要だ。

近年、相続が争族、にという言葉を耳にする。家族間で争いに発展するケースは、高額な相続財産であることとは限らない。安易な対策が逆効果になってしまつことにもなるし、早めに税理士やファイナンシャルプランナーに相談してほしいものだ。

今回の相続税の問題は、ほんのさわりであつて、相続問題の解決には遠く及ばない。来月号からは、相続に関連する全体を見渡した解説を予定していることになりまふ。

主な相続関連用語

【表1】

● 被相続人	遺産を残した人、つまり亡くなった人のこと
● 法定相続人	法律に定められた、相続する権利がある人
● 相続人	実際に遺産を受け取った人
● 法定相続人	配偶者 常に相続人になる
● 相続順位	第一順位 子(配偶者以外)
	第二順位 父母(子がいない場合)
	第三順位 兄弟・姉妹(子も父母もいない場合)
● 代襲相続	子がすでに死亡していて、孫がいる場合は孫が相続人となる
● 相続放棄	相続人が遺産の相続を放棄すること、相続開始後3ヶ月以内の申立が必要
● 遺言	被相続人が亡くなる前に、その最終の意思表示を形にし、死後に実現を図るもの
● 公証人	公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員、法務大臣によって任命されている
● 遺留分	法定相続人(配偶者・子・直系尊属のみ)に対する最低限の取り分